

令和4年度栃木県議会 第389回通常会議議案（1）目次

第1号議案	令和4年度栃木県一般会計補正予算（第5号）	4
第2号議案	令和4年度栃木県電気事業会計補正予算（第1号）	14
第3号議案	令和4年度栃木県用地造成事業会計補正予算（第1号）	17
第4号議案	令和4年度栃木県施設管理事業会計補正予算（第1号）	20
第5号議案	職員の定年等に関する条例の制定について	21
第6号議案	職員の給与に関する条例等の一部改正等について	29
第7号議案	職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	92
第8号議案	栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について	97
第9号議案	栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正について	99
第10号議案	栃木県手数料条例の一部改正について	106
第11号議案	特定非営利活動促進法施行条例の一部改正について	108
第12号議案	栃木県道路占用料徴収条例の一部改正について	111
第13号議案	栃木県建築基準条例等の一部改正について	113
第14号議案	栃木県土地利用審査会委員の任命同意について	116

第15号議案	栃木県公安委員会委員の任命同意について……………	117
第16号議案	権利の放棄について……………	118
第17号議案	工事請負契約の締結について（栃木県立とちぎ海浜自然の家本館空調設備改修工事（長寿命化））……………	119
第18号議案	工事請負契約の締結について（栃木県林業大学校（仮称）研修・研究棟ほか新築工事）……………	120
第19号議案	令和3年度栃木県電気事業会計未処分利益剰余金の処分について……………	121
第20号議案	令和3年度栃木県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について……………	122
第21号議案	令和3年度栃木県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について……………	123
認定第1号	令和3年度栃木県病院事業会計決算の認定について……………	124
認定第2号	令和3年度栃木県流域下水道事業会計決算の認定について……………	125
認定第3号	令和3年度栃木県電気事業会計決算の認定について……………	126
認定第4号	令和3年度栃木県水道事業会計決算の認定について……………	127
認定第5号	令和3年度栃木県工業用水道事業会計決算の認定について……………	128
認定第6号	令和3年度栃木県用地造成事業会計決算の認定について……………	129
認定第7号	令和3年度栃木県施設管理事業会計決算の認定について……………	130
報告第1号	令和3年度栃木県電気事業会計継続費精算報告書の報告について……………	131
報告第2号	令和3年度栃木県水道事業会計継続費精算報告書の報告について……………	133
報告第3号	知事の専決処分事項報告について……………	135

第1号議案

令和4年度栃木県一般会計補正予算（第5号）

令和4年度栃木県の一般会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ32,767,180千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,052,890,030千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の変更は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

令和4年9月16日 提出

栃木県知事 福田 富 一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 分担金及び負担金		2,735,030	609	2,735,639
	1 負担金	2,735,030	609	2,735,639
9 国庫支出金		158,953,019	24,997,394	183,950,413
	1 国庫負担金	44,660,278	386	44,660,664
	2 国庫補助金	112,240,673	24,997,008	137,237,681
12 繰入金		29,441,387	303,419	29,744,806
	2 基金繰入金	29,283,880	303,419	29,587,299
13 繰越金		1,431,256	2,339,654	3,770,910
	1 繰越金	1,431,256	2,339,654	3,770,910
14 諸収入		191,608,105	5,104	191,613,209
	7 雑収入	7,241,722	5,104	7,246,826
15 県債		89,434,000	5,121,000	94,555,000
	1 県債	89,434,000	5,121,000	94,555,000

歳 入 合 計	1,020,122,850	32,767,180	1,052,890,030

歳 出		(単位千円)		
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 議 会 費		1,446,022	6,101	1,452,123
	1 議 会 費	1,446,022	6,101	1,452,123
2 総 務 費		55,515,810	317,781	55,833,591
	1 総 務 管 理 費	24,208,240	75,081	24,283,321
	2 企 画 費	6,204,740	242,700	6,447,440
3 民 生 費		113,617,253	416,778	114,034,031
	1 社 会 福 祉 費	68,867,635	416,778	69,284,413
4 衛 生 費		105,881,372	20,809,250	126,690,622
	1 公 衆 衛 生 費	55,919,919	6,844,114	62,764,033
	2 環 境 衛 生 費	1,987,626	19,228	2,006,854
	4 医 薬 費	38,230,516	13,945,908	52,176,424
6 農 林 水 産 業 費		40,377,304	213,976	40,591,280
	1 農 業 費	12,154,069	126,265	12,280,334
	3 農 地 費	11,047,372	32,424	11,079,796

	4 林業費	9,885,402	55,287	9,940,689
7 商工費		186,826,140	80,312	186,906,452
	1 商工費	173,240,653	80,312	173,320,965
8 土木費		81,990,058	10,136,211	92,126,269
	1 土木管理費	4,472,791	256,552	4,729,343
	2 道路橋りょう費	41,846,075	7,282,731	49,128,806
	3 河川費	26,643,689	900,000	27,543,689
	4 都市計画費	6,952,881	1,696,928	8,649,809
9 警察費		44,565,119	398,167	44,963,286
	1 警察管理費	43,237,610	398,167	43,635,777
10 教育費		183,793,628	388,604	184,182,232
	1 教育総務費	24,741,106	388,604	25,129,710
歳出合計		1,020,122,850	32,767,180	1,052,890,030

第2表 繰越明許費

(単位千円)

款	項	事業名	金額
8 土 木 費	2 道路橋りょう費	道路保全事業費(補助)	854,574
		道路保全事業費(県単)	2,700,000
		快適な道路環境づくり事業費(県単)	9,000
		快適で安全な道づくり事業費(補助)	1,750,000
		快適で安全な道づくり事業費(県単)	138,000
	3 河 川 費	緊急防災・減災対策事業費(河川砂防)	43,000
		河 川 改 良 費	100,000
		河 川 受 託 事 業 費	120,000
		安全な川づくり事業費(補助)	5,224,102
		市町村川づくり助成費(補助)	247,000
		ダム施設保全事業費(補助)	124,409
		砂 防 調 査 費	6,000
		砂防施設づくり事業費(補助)	942,200

款	項	事業名	金額
	4 都市計画費	土地区画整理事業助成費(補助)	118,560
		街路づくり事業費(補助)	270,000
	5 住宅費	県営住宅管理費	40,237
		県営住宅整備事業費(補助)	601,063

第3表 債務負担行為補正

変更

(単位千円)

事項	補正前		補正後	
	期間	限度額	期間	限度額
快適で安全な道づくり事業（補助）	令和5年度から 令和6年度まで	5,100,000	令和5年度から 令和6年度まで	5,340,000

第4表 地方債補正

変更

(単位千円)

起債の目的	補正前				補正後					
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法		
県単治山事業費	166,000	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0 % 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。	216,000	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0 % 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。		
国庫補助道路事業費	10,457,000	同	上	同	上	13,165,000	同	上	同	上
国庫補助街路事業費	1,545,000	同	上	同	上	2,225,000	同	上	同	上
地方道路等整備事業費	10,453,000	同	上	同	上	11,236,000	同	上	同	上

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
河川等整備事業費	5,096,000	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0 % 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。	5,996,000	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0 % 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。

第2号議案

令和4年度栃木県電気事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和4年度栃木県電気事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和4年度栃木県電気事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のように改める。

	（既決予定量）	（補正予定量）	（計）
2 主要な建設改良事業			
深山発電所建設事業 事業費	113,266千円	9,900千円	123,166千円

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 電 気 事 業 収 益	2,333,000千円	10,900千円	2,343,900千円
第1項 営 業 収 益	2,194,167千円	6,000千円	2,200,167千円
第3項 事 業 外 収 益	136,850千円	4,900千円	141,750千円

	支	出	
第1款 電気事業費用	2,204,000千円	50,000千円	2,254,000千円
第1項 営業費用	2,124,194千円	50,000千円	2,174,194千円

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正し、同条括弧書中「不足する額724,000千円」を「不足する額733,900千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額226,910千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額227,810千円」に、「過年度分損益勘定留保資金457,090千円」を「過年度分損益勘定留保資金466,090千円」に改める。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第1款 資本的支出	2,726,000千円	9,900千円	2,735,900千円
第1項 建設改良費	2,574,164千円	9,900千円	2,584,064千円

(継続費の補正)

第5条 継続費を次のとおり補正する。

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	深山発電所 全面改修工事	千円 1,510,080	令和3年度	千円 33,000	千円 1,607,320	令和3年度	千円 33,000
				令和4年度	96,800		令和4年度	106,700
				令和5年度	805,200		令和5年度	857,450
				令和6年度	422,180		令和6年度	447,370
				令和7年度	152,900		令和7年度	162,800

(債務負担行為の補正)

第6条 債務負担行為をすることができる期間及び限度額を次のように改める。

事項	補正前		補正後	
	期間	限度額	期間	限度額
深山発電所主要 機器等撤去工事	令和4年度から令和7年度まで	240,020千円	令和4年度から令和7年度まで	279,180千円

令和4年9月16日提出

栃木県知事 福田 富一

第3号議案

令和4年度栃木県用地造成事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和4年度栃木県用地造成事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和4年度栃木県用地造成事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のように改める。

	（既決予定量）	（補正予定量）	（計）
2 土地造成事業費	680,627千円	450,000千円	1,130,627千円

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 用地造成事業収益	3,974,000千円	8,450千円	3,982,450千円
第2項 営業外収益	1,799千円	8,450千円	10,249千円
	支	出	
第1款 用地造成事業費用	3,576,000千円	△ 5,190千円	3,570,810千円

第2項 営業外費用	12,009千円	△	5,190千円	6,819千円
-----------	----------	---	---------	---------

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、同条括弧書中「過年度分損益勘定留保資金1,282,336千円及び当年度分損益勘定留保資金2,522,664千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額8,363千円、過年度分損益勘定留保資金1,282,336千円及び当年度分損益勘定留保資金2,514,301千円」に改める。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	867,000千円	450,000千円	1,317,000千円
第1項 企業債	537,000千円	450,000千円	987,000千円
	支	出	
第1款 資本的支出	4,672,000千円	450,000千円	5,122,000千円
第1項 建設改良費	785,695千円	450,000千円	1,235,695千円

(企業債の補正)

第5条 予算第5条に定めた企業債を次のように改める。

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
土地造成事業費	千円 537,000	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0 %以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（据置期間を含む。）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。	千円 987,000	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0 %以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（据置期間を含む。）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。

令和4年9月16日提出

栃木県知事 福田 富 一

第4号議案

令和4年度栃木県施設管理事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和4年度栃木県施設管理事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和4年度栃木県施設管理事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第3款 賃貸ビル事業費用	133,000千円	10,490千円	143,490千円
第1項 営業費用	123,687千円	11,536千円	135,223千円
第2項 営業外費用	9,313千円	△ 1,046千円	8,267千円

令和4年9月16日提出

栃木県知事 福田 富 一